

諮詢日：令和7年5月7日（令和7年度（最情）諮詢第3号）

答申日：令和7年12月19日（令和7年度（最情）答申第49号）

件名：「外国送達サブガイド（最新版）」と題する文書の不開示判断（不存在）
に関する件

答申書

第1 委員会の結論

「外国送達サブガイド（最新版）」（以下「本件開示申出文書」という。）
の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又
は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥
当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事
務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、
最高裁判所事務総長が令和7年3月27日付けで原判断を行ったところ、取扱
要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める
諮詢がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

東京地裁の民事部ガイドブックに「最高裁判所事務総局民事局作成の「民事
事件に関する国際司法共助手続マニュアル」及び「外国送達サブガイド」」と
書いてあることから、本件開示申出文書は存在する。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 最高裁判所は、本件開示申出文書を探索したが、本件開示申出文書に該当す
るような文書は存在しなかった。
- これに対し、苦情申出人は、東京地方裁判所の民事部ガイドブックに最高裁
判所事務総局民事局作成の文書として民事事件に関する国際司法共助手続マニ
ュアル及び本件開示申出文書の記載があることから、最高裁判所に本件開示申

出文書は存在していると主張し、それを裏付ける資料として上記ガイドブックの抜粋（以下「本件資料」という。）を提出する。

しかしながら、最高裁判所が本件開示申出文書を作成したことはなく、本件資料上も、「最高裁判所事務総局民事局作成の」は、直後の「民事事件に関する国際司法共助手続マニュアル」のみを修飾するものと解釈することも十分に可能であり、本件資料上の記載をもって本件開示申出文書が最高裁判所に存在するということはできない。なお、最高裁判所は本件開示申出文書を取得もしていない。

したがって、本件開示申出文書を作成又は取得していないとして不開示とした原判断に不合理な点はない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮詢について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和7年5月7日 諒問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年11月7日 審議
- ④ 同年12月5日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 東京地裁の民事部ガイドブックに「最高裁判所事務総局民事局作成の「民事事件に関する国際司法共助手続マニュアル」及び「外国送達サブガイド」」と書いてあることから、本件開示申出文書は存在するとの苦情申出人の主張に関し、当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、本件開示申出文書は最高裁判所が作成したものではないことが認められた。この点からすれば、苦情申出人が主張する「最高裁判所事務総局民事局作成の」という記載は、直後の「民事事件に関する国際司法共助手続マニュアル」という記載のみを修飾するものであり、「外国送達サブガイド」という記載を修飾するものではないから、本件開示申出文書を探索したが、本件開示申出文書に該当するような文書は存在

しなかつたとする最高裁判所事務総長の説明に不合理な点はない。そのほかに、最高裁判所において本件開示申出文書を作成取得し保有していることをうかがわせる事情は認められない。

2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において、本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 長 戸 雅 子

委 員 川 神 裕